## 労働基準監督官が監督指導した事例(指摘した問題点と改善の取組状況)

概 要	運行先が、関西、岡山、広島方面の道路貨物運送業
問題点	深夜(午後 10 時から午前5時まで)の勤務に対して、一部の労働者に割増賃金が支払われていなかった。 ・・・労働基準法第37条違反[割増賃金] 労働者数が50人以上の道路貨物運送業については、安全管理者を選任する義務があるが、未選任となっていた。 ・・・労働安全衛生法第11条違反[安全管理者] 1か月の総拘束時間が労使協定の限度である320時間を2か月連続して超えており、最も長い者で368時間30分となっていた。(トラックの場合、1か月の総拘束時間は、原則、293時間以内としなければいけないが、労使協定により320時間まで延長することができる。) ・・・改善基準告示違反[総拘束時間]
改善の取り組み	深夜の時間についてはタイムカードに基づき割増賃金の支払いを行うこととした。 一定の経験を持つ者を、安全管理者に選任し、労働基準監督署へ届け出た。 運行経路について見直しを行い、拘束時間の短縮を行った。

## チェックポイント



労働時間のうち、深夜の時間帯(PM10~AM5)の勤務について、2割5分以上の割増賃金が支払われていますか?



労働者が常時50人以上、運輸交通業などの業種の場合、安全管理者を選任し、その者に安全管理を行わせていますか?



トラックの場合、拘束時間(始業から終業までの休憩時間を含む時間)は、原則、1日最大16時間、1か月293時間以内となっていますか?

労使協定により、1か月の拘束時間を 320 時間(6回まで)に延長している場合は、1年間の拘束時間が3,516 時間以内(月平均293 時間)となっていますか?